

「第 3 回理事会」を開催

平成 26 年 4 月 18 日（金）、家電公取協会議室で第 3 回理事会が開催された。議案は、①平成 26 年度事業計画(案)、同会費(案)及び収支予算(案)、②製造業表示規約及び景品規約の変更(案)、③会員の入会（右表参照）、④職員の採用について、いずれも原案どおり承認された。

また、報告事項として(1)書面総会による理事の選任、(2)会員の退会、(3)消費税転嫁対策特別措置法への対応、(4)「家電製品の効能・効果の訴求表示に関する留意点」の発出（広告委員会）、(5)小売業表示規約の変更、(6)平成 25 年度「正しい表示 店頭キャンペーン」実施状況、(7)最近の関係行政庁の動き等の報告が行われた。



会員の入退会

入会	アイリスオーヤマ(株)（製造業部会）
退会	(株)ベスト電器（注）（小売業部会）

（注）資本提携に伴う参加形態の見直しによる退会であり、実質的に会員企業である

※これにより会員数は、製造業部会は正会員 25 社及び特別会員 8 団体、小売業部会は全国電機商業組合連合会の 46 組合及び個別加入法人 10 社となる。

理事の選任

理事 末澤光一

（東芝ソリューション(株)取締役社長）

※平成 26 年 3 月 4 日付けで、書面決議による社員総会において選任

※理事 梶田龍三（前 東芝ソリューション(株)取締役社長）は退任

「第 32 回製造業部会 全国支部長会議」を開催

平成 26 年 4 月 4 日（金）、KKR ホテル東京（東京都千代田区）において全国 10 支部から現・次期支部長代理が出席し、「第 32 回製造業部会全国支部長会議」が開催された。

全国支部長会議は、任期満了による支部長及び支部長代理の交代に伴い、新年度を迎えるにあたっての本部からの諸事項の連絡や要請、課題対応の意識の共有化を図る等の目的で開催されるもので、今年度の事業活動報告や各支部への事前アンケートをもとに意見交換を行っている。

会議は、山木専務理事挨拶、事務局からの事業概要説明に続き、専門委員会から報告や提案がなされ順次検討が行われた。

また、1 年間の支部活動の取組みについて各支部より、今年度の活動実績と課題、次年度における重点取組み計画の発表があり、それらの内容や事例をもとに、本部との間で意見交換が行われた。

全体議事終了後、来賓の消費者庁表示対策課 片桐課長、小売業部会北原部会長よりそれぞれご挨拶をいただき閉会した。（ご挨拶要旨は次頁参照）

◎専門委員会の報告・提案事項

- 小売規約関連委員会
 - ・小売業部会の活動について
 - ・平成 25 年度被疑事案について
 - ・小売業表示規約の変更について
- 景品委員会
 - ・景品規約遵守体制強化月間（第 41 回結果報告と第 42 回の実施について）
 - ・事例集（21）による研修
 - ・「景品類に関する Q & A」について



◎来賓ご挨拶要旨

消費者庁 表示対策課 片桐一幸課長

最近の景品表示法に関する大きな出来事としては、昨年 10 月以来のホテル、百貨店のレストラン等でのメニュー・料理の表示が大きな問題となりました。この問題を受け、事業者が表示を適正に管理するための必要な措置を講じる規定や国と都道府県による景品表示法の監視指導体制を強化する内容の景品表示法等の改正法案を、現在開かれている通常国会に提出しています。

この食品表示問題の背景の一つとして、景品表示法の基準が不明確だという指摘がなされています。消費者庁は最近「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を策定、公表しました。このガイドラインでは、特定の表示毎に問題となるかどうかを Q&A 形式でお示ししています。

小売業部会 北原國人部会長

景品表示法に関するホットなニュースが 2 つありました。今朝のテレビ番組で、消費者庁から誇大広告を指摘されたある薬品メーカーが、その後の全国紙で「検証を行っている」とメッセージを掲載し、再び指摘されたニュースと合わせて、「田舎のお袋の味だ」と料理を宣伝している調理場でおじちゃんが作っており、これで「お袋の味」といって誇大広告にならないのかという話題がとても印象的でした。

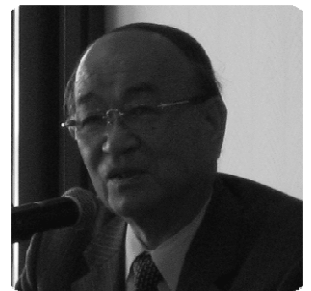
低迷していた家電業界に最近光が射してきて、自動車業界とまではいきませんが、それに次ぐような業界になってきたことが非常に良いことだと思います。しかし、小売の過当な競争が業界の足を引っ張っているのではという気がしております。

私は今、一般社団法人日本電化協会の理事長もつとめております。電化協会では、平成 24 年 12 月に施

この点、業界の自主ルールである公正競争規約は、その各商品・サービスの特性や取引実態に即した具体的な表示・景品のルールですので、積極的な表示事項や表示の基準なども規定するものです。今後ますます、事業者が主体となって作る具体的な自主ルールに対する期待が持たれていくと思われます。消費者庁といたしましても、規約の設定や変更に関する業務はもとより、公正取引協議会による規約の運用に対する支援を引き続き積極的に行ってまいりたいと考えています。



行された消費者教育推進法を、今年度の重要な事業として推進していかなければなりません。セミナー等を通じた家電製品の消費者啓発事業は、電化協会の大きな仕事の一つになっております。その一環として、今まで全国の電機商業組合の各単組が主催していた消費者懇談会を、電化協会主催事業ということで行っております。その懇談会でも皆さま方にはいつもご参加をいただき、消費者の皆さん方への啓発活動にも協力していただいております。感謝を申し上げます。の挨拶とさせていただきます。



◎平成 26 年度 製造業部会 支部長会社ご紹介

支 部	会 社 名	役 職	支部長
北海道	三菱電機住環境システムズ(株)	北海道支社 取締役支社長	奥 山 智 久
東 北	三菱電機住環境システムズ(株)	東北支社 取締役支社長	大 橋 章 二
関 東	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	LE首都圏社 社長	窪 田 敏 久
東 海	日立コンシューマ・マーケティング(株)	中部支社 支社長	水 谷 数 明
北 陸	ソニーコンシューマセールス(株)	中部支社 北陸東支店支店長	高 波 浩 司
近 畿	東芝コンシューママーケティング(株)	関西統括部 統括部長	福 井 幸 二
中 国	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	LE中四国社 社長	中 田 和 之
四 国	日立コンシューマ・マーケティング(株)	中四国支社 支社長	肥 塚 正 彦
九 州	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	九州統轄支店 統轄支店長	清 田 尚 光
沖 縄	パナソニックコンシューマーマーケティング沖縄(株)	代表取締役社長	仲宗根 孝

◎平成 26 年度 支部長（代理）の方々を ご紹介します



- 関東支部
①パナソニックコン
シューマー
ケティング(株)
②皆川 洋之
③アウトドア、旅行
④今を生きる



- 近畿支部
①東芝コンシューマ
マーケティング(株)
②東埜 護
③史跡探訪（社寺）
④天才は努力の積み重
ねである



- 九州支部
①シャープエレクトロ
ニクスマーケティング(株)
②浦川 鶴幸
③温泉巡り・ウォー
キング
④相手の「懐」に飛び込む



- 北海道支部
①三菱電機住環境
システムズ(株)
②平 隆
③スポーツ観戦
（TVにて）
④無知の知・無知の罪



- 東海支部
①日立コンシューマ・
マーケティング(株)
②村田 雅彦
③溪流釣り
④正直であれ



- 中国支部
①パナソニックコン
シューマー
ケティング(株)
②近藤 辰博
③サイクリング
④想いは叶う



- 沖縄支部
①パナソニックコン
シューマー
ケティング沖縄(株)
②仲宗根 悟
③野球、ソフトボール
④凡時徹底



- 東北支部
①三菱電機住環境
システムズ(株)
②志田 寅夫
③趣味：ゴルフ・ウォー
キング
特技：絵手紙作成
④我以外皆師也



- 北陸支部
①ソニーコンスーマー
セールス(株)
②澤田 純一
③上手くならないゴルフ
④ありがとう、感謝



- 四国支部
①日立コンシューマ・
マーケティング(株)
②加藤 昇
③趣味：家族旅行
特技：年齢的に体はもう
動きませんが、
昔野球を少々
④勇猛果敢

- ①会社名
②氏名
③趣味・特技
④座右の銘 等

◎支部長会社の役割を終えて

北海道支部
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)
及川 敬喜

近畿支部
ソニーコンスーマーセールス(株)
大屋 喜裕

前任者が 16 年間担当していた渉外の仕事を引き継ぎ、3 年目での支部長会社でしたが、そもそも渉外の仕事自体を理解するまでが戸惑いの連続で、長い営業経験上どうしても自社の立場からの視点で見えてしまいがちだったものを、こうして支部長会社として 1 年間の任期を全うできましたのも、本部委員始め支部の先輩諸氏の温かいご指導とご支援があったればこそと大変感謝しております。それでも支部長会社まで 2 年間の猶予があったにも拘らず、これほど「正」と「副」の立場の違いを痛感したことはありません。先輩が仰るとおり支部長会社を経験して初めて渉外の仕事が理解できたと感じています。

振り返れば、昨年春に満開の皇居の桜を見ながらの支部長会議を皮切りに、年 2 回の景品規約遵守状況の実態把握と、小売業部会が主催する「正しい表示店頭キャンペーン」への協力を通じ、関係行政への連絡・協力要請等、また、この間に実施した研修会を通じて公正競争規約や景品規約・小売業表示規約の理解を深めることが出来たのも支部長会社ならではの貴重な経験だと感じております。過ぎてみればあっという間の 1 年間でしたが、次年度は、小売業表示規約の変更も予定されていますので、この経験を活かしさらに規約遵守への強化に微力ながら努めてまいりたいと思います。改めて、ご支援いただきました方々にお礼を申し上げご挨拶とさせていただきます。1 年間大変ありがとうございました。

近畿支部諸先輩の DNA を引継ぎ改革に着手した増田篤前支部長代理（日立 CM）の後を受けて、就任しました。プレッシャーもありましたが、正副支部長会社の連携及び委員各社の府県支部窓口担当制により、着々と改革を推進することができました。

店頭キャンペーンの自家用車使用禁止、チラシ調査等の府県支部の自主運営体制作りなど近畿支部メーカー 6 社各委員の担当小売業支部へのご提案等により、ほぼ自立（自律）した事業の運営を構築することができたのではないかと思います。

各種規約研修会の実施要望が、小売業部会や製造業部会からありました。今年度の事業計画に掲げた『製造業・小売業合同規約研修会』が、公取協本部及び本部委員のご支援により実現できましたことは、大変良い思い出です。今後はさらに、公取協本部からの規約研修会への講師派遣も充実していただき、府県支部単位での研修会も推進されることを切望いたします。

支部長会社となると役割が増えますが、近畿支部では、メーカー 6 社が府県支部の担当窓口となって運営したことにより、大変スムーズに一年間の役割を全うすることができました。

私事ではありますが、定年が 1 月末でしたが、近畿の支部長会社の役目が 5 月まであり、支部長としての重責を全うするために、4 か月間の定年延長となりました。公取協の職務を 3 年、そしてこの一年間支部長会社を努めたことは、私にとって大変貴重な経験でした。ありがとうございました。お世話になりました皆様に深く感謝申し上げます。

製造業部会の動き

◎「消費者裁判手続特例法セミナー」を開催

開催日：平成 26 年 4 月 23 日（水）15：00～16：30
会場：家電公取協会議室（東京都港区）
講師：消費者庁 消費者制度課 課長補佐 須藤 希祥氏
参加人数：65 名

平成 25 年 12 月 11 日に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」が公布され、公布後 3 年以内に施行されることになった。

この法律は、製品の欠陥等による多数の消費者の財産的被害を回復するため、裁判手続を二段階に分け、一段階目として、政府の認定を受けた特定適格消費者団体が一括して訴訟を提起し、そこで事業者が消費者に対して負う共通の金銭の支払義務が確認された場合に、二段階目として個別の消費者への支払額を確定させることができるよう裁判手続の特例を定めるもの。

同法の施行により、会員企業のリコール対応等への影響が想定されることから、法律の内容を理解するためセミナーが開催された。

講師の須藤希祥課長補佐からは、法律の具体的な内容について詳細かつ丁寧な解説があり、参加者は理解を深めることができた。質疑応答でも活発な質問が出るなど、有意義なセミナーとなった。

小売業部会の動き

◎小売業部会役員会を開催

平成 26 年 4 月 18 日（金）家電公取協にて、第 3 回役員会が開催された。

会議は、北原國人部会長の議事進行により、①平成 26 年度事業計画（案）、②平成 26 年度会費（案）、③平成 26 年度収支予算（案）、④製品業景品規約の変更（案）、の 4 つの議案について審議を行い、いずれも原案どおりに承認された。また、小売業表示規約変更の手続状況、「正しい表示 店頭キャンペーン」実施状況、消費税転嫁対策特別措置法への対応等が報告された。

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

①チラシで、「商品買い替えて、お持ちの商品を最大〇〇円で下取りする」という見出しが出ていました。問題だと思うのは、その大きく書かれた見出しの下に小さな文字で「※当社指定商品買い替えに限りです」「※モバイル会員様限定」と書かれていることです。例えば「最大 10,000 円で下取り」ということは、最低ではどのくらいになるのか確認するため、カスタマーセンターに電話で聞いてみたところ、「下取り金額は、新たに購入する商品の金額・大きさ（容量など）によって決まっており、下取りする古い商品の大きさや年式などは関係ない」とのこと。色々な条件があるのに、チラシでは、さも高い金額で下取りします、というような見出しが出ているのは良くないことだと思います。（横浜市 主婦）

②チラシで、特別低価格の商品に“価格をご相談ください”の表示があった。「特別低価格」や「お一人様 1 台限り」と書いてあると「特別に安い商品」「目玉商品」と感じられます。このようにいわゆる「特売品」はズバリ価格で表示されるのが一般的だと思っています。今回のように「特売品」にも“価格をご相談ください”の表示が増えると、本当に「特売品」なのかわからなくなります。（川崎市 主婦）

<編集後記>

今号では、当協議会の 5 月の年度がわりを受け、製造業支部の支部長交代関連記事を掲載いたしました。同じく、各委員会の主査をはじめとした関係者も交代となります。もれなく、私も交代です。

平成 25 年度は、17 年ぶりの消費税増税に伴う、消費税転嫁対策特措法施行という大きな出来事を 3 号連載で特集として掲載し、会員および読者の皆さんにお伝えできました。消費者庁表示対策課をはじめ、ご協力賜りました皆さまに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。（H. H）

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-9
（虎の門 TBL ビルディング 2 階）

TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032

<http://www.eftc.or.jp>

編集・発行人：樋口純一